

平成20年3月6日

「横浜事件」第3次再審請求に対する最高裁判所への要望書

社団法人 日本雑誌協会
理事長 村松邦彦
社団法人 日本書籍出版協会
理事長 小峰紀雄

戦時下最大の言論弾圧事件として知られる「横浜事件」の第3次再審請求訴訟の最高裁判所判断が3月14日に出される。横浜地方裁判所での一審「免訴」の決定に次いで、第二審の東京高等裁判所でも「控訴棄却＝免訴維持」、そして最高裁判所の今回の決定が最終判断となる。

我々、出版に携わる者にとって数多くの先達が戦時中「治安維持法」の適用で無実の罪を着せられ、4名が獄死（それも拷問死）、30名余が有罪判決を受けたことは決して忘れることの出来ない史実といえる。戦後、「治安維持法」が廃止となり、「罰した法律が無くなったからもう裁きようがない」という理由で「免訴」というのでは、司法の判断としてはあまりに形式的ではないだろうか。

「無罪」か「有罪」か、つまり「冤罪」か「否」か、このことはすでに明白に示されている。戦後すぐの裁判で「横浜事件」の被告を取り調べた特高警察三名が“でっちあげ”で有罪となっているからだ。今回の訴訟で中核を担った故・木村亨氏（当時、中央公論社の出版部員）夫人は、あくまで夫の名誉の回復を願って再審の請求をされた。その願いも空しく、裁判所は一審、二審と実質審議にすら入らず、門前払いのかたちで最終決着に至るのであれば、これは、司法の役割を放棄しているといわざるをえないであろう。

来年5月までには、いわゆる「裁判員制度」が始まる。この「横浜事件」は開かれた司法のあり方を示す上で、まさに試金石ともいえる。

形式よりも実質的な判断を大切にする、血の通った人間が関わる司法の有り様が試されているのである。

戦後日本を支えてきた憲法の精神は、主権在民、基本的人権の尊重を要とし、それを保障する柱として「思想・信条の自由」「集会・結社の自由」などを謳っている。とりわけ戦後民主主義の根幹をなす「言論・出版の自由」が国家の保障すべき条項として設けられていることは重大である。

「言論・出版の自由」が国家権力によって二度と蹂躪されることのないよう、最高裁判所には国民に正対した判断を求めたい。

以上